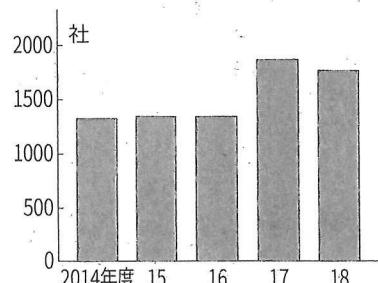


19年10月21日日経朝
未払い賃金の請求期間

まず3年に延長へ

残業代の未払いは増加傾向



(注)全国の労基署が是正指導した社数
(出所)厚生労働省

年への延長を視野に入れ
つつ、企業経営の負担が
過大にならないよう、ま
ずは3年への延長で制度
改正の実現をめざす。

労使の代表らで構成す
る労働政策審議会（厚労
省の諮問機関）で19年度
中にも結論をまとめ、早
期に労働基準法改正案を
国会に提出したい考え。

0年4月の改正民法施行
企業に未払い賃金を請求
できる期間について、現
行の2年を3年に延長す
る検討に入った。202

時効を1年から原則5年
に延長する。この結果、
労働者保護のため優先し
て適用される労基法の請
求期間が民法より短くな
る「ねじれ」が生じる。
厚労省は17年に検討会
を設け、請求期間を最長
5年への延長を議論して
きたが、結論が出ていな
い。労務管理のシステム
改修などに1社あたり数
千万円かかることや、残
業時間の上限規制が20年
用されるため、経営側が
負担増に反発した。この
ため厚労省はまず3年へ
の延長で制度改正に道筋
を付けたい考え。